

【 動物用医薬品特例店舗販売指定品目の変更手続きについて 】

動物用特例店舗販売業において、取り扱う動物用医薬品を変更する場合は、下記の手続きが必要です。

- 手続きは店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。
- 受付時間 : 平日 午前(8:30~11:30), 午後(1:00~4:30)
- 提出書類



変更内容	チェック	必要書類
○ 既存の販売指定品目の取扱いを廃止する場合	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書(事後届) ^(A) <input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 ^(E) <input type="checkbox"/> 品目表2 ^(D)
○ 販売指定品目を新しく追加する場合	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請書 ^(B) <input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 <input type="checkbox"/> 品目表1 ^(C)
○ 品目の廃止と追加を同時に行う場合	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書 <input type="checkbox"/> 動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請書 <input type="checkbox"/> 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書 <input type="checkbox"/> 品目表1

- 手数料 : 2,100円(鹿児島県収入証紙)
鹿児島県収入証紙の販売場所については、県のホームページ等でご確認ください。

《 注 意 ! 》

(A) : 動物用医薬品販売業許可関係事項変更届出書

取扱いを廃止する品目がある場合に提出してください。

(B) : 動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請書

新たに指定品目を追加する場合に提出してください。

(C) : 品目表1

追加しようとする品目については、新規申請時と同様に品目名、成分・分量・用法・用量、効能又は効果、及び製造販売業者の氏名又は名称を記入してください。

(D) : 品目表2

取扱いを廃止しようとする品目については、品目名及び製造販売業者の氏名又は名称を記入してください。

(E) : 動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書

動物用医薬品の取扱いを廃止する場合、及び販売指定品目を追加する場合には、許可証を書き換える必要がありますので、提出してください。

*** 許可証の書換えにあたっては、旧許可証(現在使用している許可証)の原本を持参してください。**

